

## ものづくり企業DX加速化事業業務仕様書

### 1 業務名

ものづくり企業DX加速化事業業務

### 2 業務の目的

県内ものづくり企業の競争力の強化や更なる成長を促進するため、社内のデジタル人材を育成する研修プログラムの開催やDX推進コーディネーターによる伴走支援など、円滑なデジタル技術の導入とDXの推進により、生産性の向上やビジネスモデルの変革を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 運営・サポート体制の構築

##### ア 専任コーディネーターの配置

DXに関する専門知識を有する専任コーディネーターを配置すること。

#### (2) 伴走支援・相談対応

ア 専任コーディネーターにより、DXに関する企業からの相談に対応すること。

イ 企業が抱える課題への助言など、デジタル技術の導入に向けた伴走支援を実施すること。

#### (3) 人材育成（研修プログラム）

ア 社内のDX推進の核となる人材を育成するため、階層別やDXの理解度に応じたきめ細かな研修プログラムを企画・実施すること。

#### (4) 情報発信

ア Q&Aやデジタル技術の導入事例の紹介など、県内企業のDXの推進につながる有益な情報を広く発信すること。

#### (5) その他

ア 上記業務遂行のために必要な事項を行うこと。

### 5 業務実施上の留意事項

(1) 受託者は、本業務の事業費をもって他の業務の経費を賄ってはならない。

(2) 本業務の事業費は、本業務の執行に直接必要な経費であること。

事業に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。

また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認めない。原則リース又はレンタルでの対応とすること。

- (3) (1) 及び (2) に違反した場合、県は委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施状況が確認できる関連書類を整備し、業務完了後5年間保存すること。
- (5) 委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託相手先の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面を県に提出し、あらかじめ、書面による承諾を得る必要があること。
- (6) 受託者は、以下の成果物を県が別途指定する期日までに提出すること。
  - ア 業務完了報告書（紙媒体及び電子データ）
  - イ 伴走支援及び相談対応の実施記録
  - ウ 研修プログラムの実施報告書（参加者アンケート結果を含む）
  - エ その他、県が提出を求めた資料

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。